

伊丹市いじめ防止等対策審議会第3回会議録（概要）

1 日 時 平成26年9月5日（金）10：00～12：00

2 場 所 伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室

3 出席者【委員】

新井 肇、佐藤幸宏、生安 衛、石井慎一郎、大澤欣也、太田洋子、岡野英雄、木村佳恵、
庄野隆二、鈴木隆一、田中孝治、林 俊道、原田智恵子、山本雄二、吉田まゆみ

【教育委員会】

川畑 徹朗 委員

4 欠席者 仲野由季子、宮北涼子

5 傍聴者 3名
（午前10時 開会）

6 議 事 (1)会長挨拶
(2)報告
①いじめアンケート結果報告
②全国学力・学習状況調査結果に見る伊丹市の子どもの状況
(3)審議
(4)連絡

会長から会議録の記載方法について「伊丹市審議会等の会議に関する指針」第5条に基づき、署名委員に岡野委員、木村委員との提案があり、全委員これを了承。

審議の前に会長から傍聴定員について「伊丹市いじめ防止等対策審議会傍聴要領」第2条に基づき、開催場所の定員等を勘案し、本審議会の傍聴定員を決定することの提案があり、全委員これを了承し、傍聴者入室後、事務局より傍聴要領について説明する。

7 審議内容（要旨）

会 長 ▶ 前回では、次の3点を大きな柱として審議した。
一点目が未然防止に係る学校、家庭、地域の連携の在り方を踏まえたSCやSSWを軸とした校内体制の構築。
二点目に伊丹市におけるいじめ防止等に係る取組に関する保護者をはじめとする市民への周知及び啓発の具体的な方策。
三点目に家庭や地域との連携の在り方。学校を外に開くということや、社会総がかりでの取組。

春名学校指導 ▶ 【いじめアンケート結果に関する報告】
課 長 ▶ 【全国学力・学習状況調査にみる伊丹市の子どもの状況】

会 長 ▶ 事務局から説明いただいた資料の内容等について、質問等を伺いたい。

石 井 委 員 ▶ 高校生の件数が昨年も少なかったが、小中との差がうまれるのはなぜか。

春名学校指導 ▶ 全国的な傾向である。社会性の発達があるため、悪口をいじめととる小中
課 長 ▶ 学生に対して、高校生はその程度はいじめととらない。

会 長 ▶ 全国調査でも少ない。高校生の方が生活の中での選択肢、オプションが多いからではないか。小中学生はクラスにしがみついたため、その中でいじめが起きやすい。高校生は他のコミュニティに属することができるため、いじめから逃れられる。

大 澤 委 員 ▶ 「悩みを誰に相談しますか」という項目で先生が少ない。個々に対してきめ細かく対応しているはずだが、それでも少ない。相談しない子どもの理由についてはつかんでいるか。

春名学校指導 ▶ 先生への相談が少ないことについては以前からの傾向である。全国的にも
課 長 ▶ 変わらない。学校は個々に対してきめ細かく対応している。相談しない子どもの理由については調査できていない。今後、分析を進めていく。

鈴 木 委 員 ▶ 誰かに相談できればよいと考える。こういう結果も想定内である。数値についてはよくなっている。重大事態の中にあげられていないが「心の傷」を負い、不登校になる子どものデータはないか。

春名学校指導 ▶ 「体、命、財産等に大きな損害がある場合」、「いじめによって相当期間の欠席を余
課 長 ▶ 儀なくされている場合」のこの二つを重大事態という。いじめを原因とする不登校についての報告は今のところない。何を持って重大事態とするかについて意見をたまたわりたい。

会 長 ▶ その点については本日議論したい。

- 吉田委員 ▶ 誰かに相談できればいいと思う。問題なのは誰にも相談しないという層の子どもたちについてである。その情報はるか。
- 春名学校指導 ▶ データはない。
課長
- 岡野委員 ▶ 相談相手の「その他」には、どのようなものを想定しているのか。
- 春名学校指導 ▶ 国からのデータはなく、把握できていない。
課長
- 岡野委員 ▶ 相談できればいいが、親に心配をかけたくないために相談できない子どもをどのように救うかが大切ではないか。
- 山本委員 ▶ 周りが気づくしかない。周囲の大人がよく観察して気づくべきである。深刻な状況になればなるほど相談しづらくなる。そして、自分の存在を消すような行動に走ることもある。
まず知るのは当事者。次に友達。最後は担任や親。どこかで誰かが訴えることが大切。アンケートは平和な中でとっているの、深刻なものは書かない。サインに大人が気づくことが大切である。
- 石井委員 ▶ 【SOSミニレターの説明。】毎年10月に全児童生徒に配布し、法務局に手紙が送られてくる。伊丹、川西、宝塚、三田、猪名川で年間80通ほどが送られてくる。人権擁護委員が1人ずつに返事を書いている。こういうことも「その他」には含まれているのではないかと思った。
- 会長 ▶ いろいろ意見が出たが、一つは相談体制。気づかなければならないと同時に相談を受けられる信頼関係を大人がどれだけ築けるかが大きい。誰にも相談できない子どもをどのように相談に近づけるかもポイントかと思う。
件数は、昨年からも20%減、一昨年度からは半分以下の数字になっているが、数字の増減に踊らされることなく、まずいじめを生まない未然防止の土壌をどう作っていくか。大人がどう気づいていくか。子どもがどう相談できるようになっていくかあたりを具体化して検討していくことが大切かと思う。一つ一つ確認していきたい。
「いじめ防止対策審議会の機能について」ですが、いじめ防止等対策審議会の機能は、伊丹市のいじめ防止対策が実効的に進んでいるかどうか、課題や成果の検証を行い、基本方針の見直しを行うことである。
また、伊丹市のいじめ問題に対して実効的かつ社会総がかりで取組をすすめるため第三者的な人材や専門性の高い人材が参画していることが重要である。さらに、当審議会における議論により、市内全域にその考え方が広がっていくことも期待できる。機能の部分について意見はないか。
- (特に意見なし)
- ▶ 次に「保護者への支援等について」ですが、いじめ防止等の取組には、保護者の協力が不可欠だが、働きかけをどうしていくか。また、家庭の教育力などの課題の解決のための具体的な取組を考える必要があるのではないか。さらに、学校は相談しやすい体制づくりにつとめるとともに、相談窓口や相談の方法などを保護者に積極的に周知していく必要があるのではないか。この部分についてご意見を伺いたい。
- 鈴木委員 ▶ 記事によると先生の7割がいじめ対応の時間がないと感じている。多忙な先生がいじめを最優先に考えられるようにしてもらいたい。なんとかならないか。
- 会長 ▶ 教員の多忙は周知の通りである。保護者の相談への躊躇を取り除くなどには、メンバーの問題もある。
- 山本委員 ▶ 問題が起きると、他のことがすべて止まってしまう。先生の不足は否めない。発達障害などになると一人に対応できない。県から先生を派遣してもらおうとか、35人学級にしようなどしないと対応できない。今後、授業数も増え、余計に手が回らない。いじめも含め生徒指導の課題には最優先で当たっているが、現状的には苦しい。授業が一番だが、問題が起きると、他のことがすべて止まってしまう。やはり人員配置を願いたい。

- 太田委員 ▶ 学校は子どもの安全を最優先している。人的配置で言うと、市教委にも支援をする職員を配置している。県にも要望している。特別支援教育についても加配をつけている。SSWの増員も含め県へ要望している。
- 会長 ▶ 手は打ちつつあるがまだ足りない。
- 副会長 ▶ 教員の役割は子どもと関係を取り、子ども理解に努めることである。いじめは、学校現場だけでなく、携帯やスマホを介して発生する可能性がある。それゆえ、学校だけでなく、関係機関との連携が大切で、そこをつないでくれるのがSSW。それによって教員のやる事が明確になってくる。それは保護者も同様で、教員に言えないことも聞き出せる。そのあたりを充実させてほしい。
- 生安委員 ▶ こどもセンターは親教育に重点を置いている。論点を見ていると、相談とか周知がメインになっているが、踏み込んで親へのアドバイスとか、提案とか、あるいは親と一緒に取り組んでいくとか、もう少し論点を踏み込んで書けないかと思う。
- 会長 ▶ 親教育という観点も含めて、もっと親にも積極的に協力を求める。一緒にいじめ防止に取り組んでいこうというのを全面的に出してもいいのではないかという意見かと思う。
- 庄野委員 ▶ 親教育など全くその通りだと思う。昨年、市内の全PTA会員に伝えてきたのは、「大人の背中をしっかりと見せてくれ」という話。子どもに尊敬されるような大人の背中を見せなければならない。子どもが見てなければルール違反をしていいのか、飲み残し、食べ残しをしていいのかと各校で訴えてきた。
子どもはいつも大人の被害に遭っている。学校現場もそうで、PISAの成績が悪ければ授業のコマ数を増やす。しなければならないことなのだろうが、子どもは今の大人社会に振り回されている。そんなことを我々責任世代の保護者が考えなければならぬと訴えている。加えて、家族会議の充実をして下さいとお願いしている。特に会議にこだわったわけではないが、週に一度、月に一度でもいいので、家族全員で膝をつき合わせて話をしてほしいと訴えている。山本委員の言われたように、まず親が気づかなければならない。先生に頼るのは、まず保護者の責任ができた後のこと。それを勘違いしてすべて学校のせいにする保護者も多い。そんな話を聞いていると、あまりに理不尽な話が多い。まずは、責任世代の我々保護者が勉強しなければならない。家族会議を週に一度、月に一度していると、親は子どもの変化がわかる。食欲がないとか、疲れて眠そうであるとかが分かる。昨日、家族会議のようなことをしていたが、小学校の子はすごくしんどそうだった。子どものことをよく見ているつもりだが、雰囲気が違う。尋ねてみると、やはり学校が始まったらしんどいと言う。校長先生からもそんな話を聞いたので、そうなのかなと思った。しかし、家族会議を週に一度、月に一度していると親はわかる。きつとわかるし、わからなければおかし。それを学校のせいにするのは間違いだと思う。だから「大人の背中」をスローガンにあげ、「家族会議の充実」の二点は今の責任世代の保護者には伝えたい。
- 会長 ▶ 親に対する教育をどう進めるかというのは難しいところもある。しかし、親の立場としても学校の立場としても必要だと思う。だから、PTAという組織が地域と一体となり、子どもの危機は社会の問題であると、大人の社会を映しているのだと考えて動くべきである。いじめを契機にして、この社会の問題を考えていこうとしている。だから、どこかでもっと発信していく、具体的に取り組んでいくことが大事かと思う。学校が色々な問題や保護者対応で引いてしまっている部分もあるが、心ある保護者と協力して、みんなで子どもを育てるために家庭ではこんなことをしてほしいということを伝える必要がある。
- 庄野委員 ▶ 学校に地域の人が入れるシステムを作る必要がある。花の世話や祭りなど。共通の目的は「子どもの笑顔」。それだけ外さなければ協力はしてもらえる。危機管理の関係でなかなか出入りが難しいが、地域の大人が学校に入れるシステムをどう作るかが課題かと思う。
- 会長 ▶ 学校は地域の拠点。しかし、池田の事件以降、閉鎖的にならざるを得なかった。学校を開く機運が高まっているときに水をさされた。だから、集まる仕掛けをしなくてはならない。大人同士が仲良くやっていく姿が見えるような課題を見つけ、取り組みをする必要がある。
学校、地域、保護者が一体となって取り組む課題を見つける必要がある。子どもが大人と交流できるような取組をしていくことが、いじめ防止につながるのではないかな。親教育ということと併せて書き込めればよいし、それを具体化していくことを考えていけばよい。
- 鈴木委員 ▶ 親教育という言い方や、親と一緒にという言い方、親をサポートするという言い方など、いろいろあるが、時代と共に変わっている。昔のようにはいかない。親教育と言うのが難しく、工夫が必要である。幼稚園と一緒に親が遊具を作るなど、現場では親との共同作業をすることが望まれている。子どもにとってもよい。そんな観点も必要である。

- 生 安 委 員 ▶ 親教育と言ったが、言い方がきついかもしれない。親の姿を見せるという観点がほしいということである。
- 木 村 委 員 ▶ 大人のモデルが家庭にない場合もある。だからそのような仕組み作りでモデルを見つめる機会が増えることは望ましい。
- 会 長 ▶ 2つめの柱について。具体化していくことが大切である。私の意見を付け加えると、空き教室が殺伐としている。地域が入るスペースとして活用できないか。
3つめの柱、SSWについて。環境に働きかけるSSWがもっと必要ではないか。
- 木 村 委 員 ▶ これから未然防止に力を入れたい。また、地域や関係機関と学校をつないでいきたい。
- 会 長 ▶ SSWとして、未然防止や「つながり」ということをしていきたいということである。
次に4番目の柱、地域との連携ということについて。いじめ防止に社会総がかりで取り組む、ということは地域とのつながりの中でどのようにいじめを防いでいくかということ。様々な意見が出ているが、このあたりについていかがか。
- 田 中 委 員 ▶ 地域でできることについては、12年間あいさつ運動をしてきた。すると、子どもが顔を覚えてくれ、地域でもあいさつしてくれる。これはいいことで、顔を見ればその子の様子がよくわかる。長く続ければさらによくわかるようになる。
- 会 長 ▶ あいさつでつながることが大切であるということである。
- 吉 田 委 員 ▶ 伊丹市には、地域や保護者が学校園に入り共同作業するような素地はある。社会福祉協議会など組織もある。その中で、継続して取り組んでいることもある。今ある物をどのように活用していくのが課題であると考え。地域の会に出ることで、色々なつながりができ、助けてもらうことも多い。組織が十分にあることは伊丹の誇り。それをどのように活用するかを考える方がよい。新たなことをすると多忙感があるため、現存のものを見直し、活用することが大切かと思う。
- 会 長 ▶ そのあたりの整理も必要。活性化するためにどうするか。
- 岡 野 委 員 ▶ いじめ対策は、いじめの態様別に考えた方がよい。資料にもあるが①～④までは親で対応できる。⑤以降は犯罪で、対応を変える必要がある。加害児童生徒は、場所や時間を選んでいじめを起こす。その対策をどう練るかが大切だと思う。
- 会 長 ▶ 犯罪に当たるいじめにどのように対応するか。地域ぐるみで子どもたちと交流していくことが大切かと思う。危険な場所には監視ではなく、子どもとコミュニケーションをとるようにして、見ていけばよい。
- 山 本 委 員 ▶ 金品についてはやはり校外が多い。最近では家から金品持ち出しが多い。①～④までは校内が多いが、⑤からは校外になる。学校から手の届かないところで起きる。
- 会 長 ▶ そこに、地域や関係機関の力を借りることが必要だと思う。
- 山 本 委 員 ▶ 今、地域の話が出ているが、昨日も電話がかかってきた。「小学生が道でボール遊びをしている」。その地域の人のだから、言えばよいとは面と向かって言わないが、全て学校に苦情が来る。答えとしては指導しますとしか言いようがない。そこで地域のネットワークとか地域そのものの充実を図っていただきたい。
話は変わるが、やはり見せてはいけない背中を持っている大人もいる。保護者の協力をどのように学校が得ていくのが課題となる。
- 原 田 委 員 ▶ 今、地域のネットワークと言われたが、大変難しい。何か起きたらその場で注意をするということから始めなければいけない。多くの場合、保護者が一緒にいるところでやっている。保護者に注意をするが「じゃ、どこで遊べというのか」と逆に文句を言われる。また、私にだけ注意しないでほしいなどという親もいる。私は自治会で勉強するスペースの確保や遊びなど、いろいろな行事を組んでいる。勉強するスペースの提供は10年間やっているが、最近、無断欠席する子も増え、親の意識は変わっている。親にも言おうと思うが、親の状況を聞くとなかなか言えない。周りの保護者も言いにくい親がいる。
民生委員だからと言って地域にかり出すのも難しい。保護者も色々いるので難しくなっている。
- 大 澤 委 員 ▶ 地域に住む大人がどれだけ子どもたちのことを考え、自分たちの背中を見せるようにしているか。民生委員や補導委員など色々な方が地域を守ってくれている実態がある。パトカーも子どもの登下校の時間帯に多く回っている。警察には安心安全のために講習会をしてもらったり、自転車の安全についても教えてもらっているが、なかなか情報が回らない。自治会の回覧などでも読まずに回すことも多い。情報をどう活用するか、情報をどのように回すかあたりも大切なことだと思う。伊丹市は小さな町ゆえ、地域のきめ細かい対応もできていると思う。

- 会 長 ▶ 皆さんの話を聞いてそれぞれ色々なところでいろいろやって下さっていると感じる。これをつなぐとか、活動をみんなに知ってもらおうとか、こんなことができます、こんなことでも助かりますというようなことを情報発信して共有していくことが大切である。あと、顔をどれだけ合わせるのかが大きいのかと思う。日頃から顔を合わせるような関係が大人と子ども、大人同士でできているか、難しいがこれが大きいところかと思う。先を急ぐが、6、7番目の「学校を外に開く」「大人が問われている」あたりは、これまでの議論で出てきたかと思う。4ページの5番、「特別支援教育について」。いじめに発達障害が絡むことも少なくない。そのあたりでご意見はないか。
- 鈴木委員 ▶ 以前、発達障害を持つ子どもに関わったが、先生の目の届かない時間帯に、必ず相談に来たり職員室に行ったりしていた。この子たちに、目の届かない時間を作らないことと、職員室に相談に来て良いということを伝えてあげてほしい。発達障害を持った大人の方の話だが、子どもの時に自分をいじめを受けなかったのは、周りの子どもたちが、みんな幸せな目をしていたようだ。そういう子どもたちは自分を攻撃してこなかった。加害者側の子どもが幸せであれば、発達障害の子どもを攻撃することもないと言っている。誰にも相談しないというのが多かったが、その中には自分のことを上手く伝えられない子どもや、時系列で説明できないなどの発達障害の子どもたちもいるのではな
- 会 長 ▶ 発達障害の理解に基づき、子どもを見ていくことが必要である。同時に、周りの子ども達がどう受け止めるかという多様性が認められるような学校であるかどうかとも問われている。あとはいじめの加害者もストレスを抱えている。ストレスがいじめの衝動を情動しているということもあるので、そういう視点を持つことも必要という意見かと思う。では最後の5ページ、「ネットのいじめ」だが、情報リテラシーなどいかがか。
- 生安委員 ▶ ネットのいじめの件数が、非常に少なく感じる。我々は、スマホの使い方などたくさんの相談を受けている。また、「友達の話を最後まで聞く」という項目で高い値が出ているが、実際に対人関係で話す機会はあまりないのではないか。メールやラインなどですませているような気がする。
- 会 長 ▶ 直接、対面している中での話を聞くようなソーシャルスキルのようなものはもっと必要であるということかと思う。
- 生安委員 ▶ 携帯電話会社との連携とあるが、もっと具体的に書く必要があるのではないか。子ども向けの研修も必要だが、今、職員向けの研修も行っている。大人もインターネットを知る、情報モラルを知るということが大切ではないか。
- 会 長 ▶ 具体的にどういう取組をするかということを書く。子ども向けだけではなく、職員あるいは保護者、大人向けの研修も大事ではないかという意見だったと思う。
- 太田委員 ▶ 先ほどの学習状況調査の中には「携帯電話の所持率」という項目もあり、中学校3年生の4月の時点で約8割、小学校の6年生でも5割を超えた。中学生の所持率はわかっていたが、小学生が去年40%台で、今年増えたということにより、小学校の段階で使い方やモラルについて教える必要性を感じている。取組を行っている学校の紹介をした。こういう取組を進めながら、早い段階での子どもたちへの周知が保護者も含めて必要だと感じている。
- 会 長 ▶ 実際そのような数字があるので、小学校段階から研修を入れていくことが必要ではないかというご意見だった。それでは9番目「リーフレットについて」だが、先ほど情報発信ということができたので、前回このような物ができればという話もあった。そのあたりを見ていければと思う。10番目「加害児童生徒への指導の観点」。加害者側の子どもが幸せであれば、発達障害の子どもを攻撃することもないという話もあったが、いかがか。特になければ、先ほどのことを盛り込むということでもよろしいか。
- 石井委員 ▶ 大人の規範意識などもリーフレットで啓発していくべきだと思う。これをしてはいけないというものがわかるようなリーフレットにしていくべきである。
- 生安委員 ▶ 加害児童生徒への指導というのも必要だが、被害児童も特出しして、明示しておくべきではないか。
- 会 長 ▶ そこは、当たり前という認識で出していなかったが、被害生徒を守る、被害生徒の心のケアということでもよいか。

- 生 安 委 員 ▶ SSWの話も出ていたが、SC等も入れたような形にすれば、バランスがとれていくと思う。
- 会 長 ▶ SCを中心に、被害生徒の内面にケアをしていくということ、一つ柱として立てるといふことかと思う。
- 吉 田 委 員 ▶ 本末転倒しないようにしなければならないが、周りの子へのケアも必要であると感じる。地域で注意するときに気をつけているのは「刺さるような目で注意しない」ということ。地域でいじめを見たときにどう対応すべきか。自分の身の危険も感じるし、その時、気をつけているのは「刺さる目だけはやめよう」「心に刺さる言葉は使わないでおこう」ということ。これは未然防止につながる観点かとも思う。
問題を起こす子どももいるが、大切な一人の人間として見ていくべきである。
- 会 長 ▶ 加害生徒にどう接するかという視点を持つというあたりのご意見かと思う。
最後に、「学校基本方針について」ということでいかがか。策定をして、組織を作ってそれに沿って取組を進めており、見直しを図っていくということだが、この点について意見を伺いたい。特になければ、絶えず見直ししていくという視点を入れていただければよいと思う。作ったら終わりということではない。
「重大事態発生時の調査、具体的なあり方について」ということで少し議論をしたい。
資料に、「子どもに伝えたい自殺予防」、「背景調査の指針(改訂版)」があるが、私は国の「子どもの自殺予防に関する調査研究協議者会議」の委員で、「背景調査の指針(改訂版)」策定のワーキングも行った。
「重大事態」とは「体、命、財産等に大きな損害がある場合」と、「いじめによって相当期間の欠席を余儀なくされている場合」をいう。「いじめが原因で自殺の企図があった。既遂、未遂問わず」これが一つの重大事態である。それから「いじめが原因で傷害事件などで被害児童生徒に重大な身体上の傷を負わせた」。それから「金品を強奪して金品の部分で甚大な被害を及ぼした」。「いじめが原因で、精神的に非常に重い心の傷を負った」「抑鬱状態になった」「適応障害になった」「パニック障害になった」というようなもの。これについては重大事態ということで、発生について市長に報告する。そして何が起きていたのか、背景に何があるのかという調査を教育委員会あるいは付属組織、つまり我々のところで調査をする、あるいは学校で調査をする。そして、その調査結果を、保護者、本人の意見をつける必要があれば、その意向を聞いて、つけないということであればそれを付記して報告として市長に上げる。市長がそれを見て調査が十分であればそれで終わりだが、調査が不十分であるということであれば、再調査機関が市長部局に設けられている機関において再調査をしていくという構造になっていく。
- ▶ さらに先ほど言った自殺から不登校に至る重大事態に関して、学校の方は重大事態ではないという認識を持っていても、本人、保護者が重大事態であるという申し出をした場合は、重大事態であるという判断の下で対処していく。その中で、背景を見ていくとそうではないという場合も出てくると思う。
もう少し具体的にいうと、不登校については国は悉皆調査を元に具体的に検討している。もう少し先に方向性が出る。不登校については、背景調査を全て第三者委員会的な組織でやっていくのは難しいだろうと、国の基本方針を策定する中でも思っていた。それは件数が非常に多いからである。不登校が出てきたら、まず学校が対応する。その対応の過程の中でいじめが疑われるような事案になってきた場合は、いじめ防止の組織が、そこに重なって、より丁寧な対応をしていく。そして、記録を残し、場合によっては外部の専門家の意見を聞きながら、学校として対応していくというのが、今のところ基本である。
そして、自殺事案から精神的な障害を発症するような事案では、ここあるいはこの中に調査部会のようなワーキングを作ってやっていくということになるかと思う。
一点目は、「自殺が起きたならば、学校は全ての案件に関して基本的な調査をする」ということをガイドラインで示している。基本的な調査というのは、一つは遺族と接触しながら、遺族の意向を受け、何があったのかということを知る範囲で事情を聞くと同時に、警察等の情報も入れて整理していく。
二点目は、できるだけ三日以内に教職員に、その子、あるいは周辺にいる子の聞き取りをする。教職員であるからこれは全員開けるであろうということが入っている。
三点目に自殺をした生徒に対して、それまでの指導記録、あるいはその子が残している作品、その子の人となりを知れるような物があれば、それを整理しておく。

▶ この三点は必ずやっておく。そして、状況に応じてご遺族が自殺ということを隠したいとか事故というふうに言うこともある。そのへんを配慮しながらだが、関係の深い生徒から聞き取りが可能であれば、やっていく。というようなことが基本的な調査ということになっている。

やれる範囲でやって情報を集める。その段階で当然、教育委員会の支援が入っていると思うので、教育委員会の支援を受けながら、学校としてそこまでやっていただき、さらに詳しい調査が必要かどうか、背景にいじめがあれば、これは重大事態ということになるので、当然さきほど言ったルートに乗っていく。

実は子どもの自殺が300件前後あるが、背景にいじめがあるというのは決して多くない。全体の4%前後である。残りは高校生による精神疾患で適切な治療を受けていないとか、学校に絡むが学業不振、入試の失敗というのが、いじめよりずっと多く出てくる。それから家庭の不安定要因。つまり、自殺があった背景にいじめがなかったから終わりというのでは、子どもの自殺は防げないということで指針には出している。自殺があって、その原因によらず、学校がその真相について学校の関わりの中で調べていく必要があるとしたら、遺族と話し合っただけで了解をとりながら、詳細調査をしていく必要がある。あるいはいじめでなくても遺族から真相をきちんと調べてほしいという要請があれば調べる。教育委員会が外部の専門家の意見を参考にしながら判断していく。

このように重大事態への対応を考えているが、そのへんについて質問などお聞かせ願いたい。

この法ができてまもなく一年。今まで以上に、保護者の訴えは増えている。弁護士を立てるような事象も出てきている。組織防衛的な意味が0ではないが、組織防衛ということではなく、真相を明らかにして、いじめを二度と起こさない、あるいは自殺の再発を防止するという意味でいくと、学校や教育委員会が事実と向き合うという姿勢はとても大事だと思う。そういう意味で重大事態が起きないように未然防止に努めていくわけだが、万が一そういう事態が起きたときにどう対応していくのかということもここで考えて、審議をまとめ、中間報告にも少し書き込んでいく必要があると思うので少し話をさせていただいた。

何か質問があればお願いしたい。

鈴木委員 ▶ 大津の事件以来の流れだと思うが、あの時の保護者の気持ちみたいなものが取り組まれた中で、オープン性と解決性があるように思いよかった。

会長 ▶ 重大事態が起きないように未然防止に努めることが第一で、その議論だったわけだが、万が一不幸にしてそういう事態が起きたときにどう我々が対応するのかということだと思う。

国の基本方針の流れで言うと、重大事態の背景調査については、外部性、専門性を持った者が、公正、中立ということをきちんと担保して取り組んでいく。その時に第三者委員会を作るのも一つのやり方であるし、あるいはいじめ防止のために地方公共団体が作って、教育委員会の元に作られた付属機関、つまり、この審議会ですが、これを活用して背景調査に当たることも有効であるというようにガイドラインでは出している。その辺も含め、最初の審議会の機能と重なるが、そのへんについて事務局のほうであればお願いします。

春名学校指導課長 ▶ 当市の条例においては、重大事態が起こったときの調査について、この審議会がその調査を行うというふうに定められている。

重大事態が起きたときに第一義的な調査を行うところとして学校、また学校が調査を行うには適切ではない、または調査に当たれないといった場合にはこの審議会が調査を行うということが、基本方針、条例に盛り込まれている。

また条例にはこの審議会に調査部会、重大事態が起きたときに調査するワーキングを設置することを想定した条項もあり、まずそういった調査の流れというものがあることをご承知願いたい。

また、調査部会、学校からの報告については、市長等に報告をしていくものとなり、そこについては保護者の意見、または市長独自の判断により再調査の必要がある場合には、市長部局に設けられる第三者調査委員会において、その調査結果に対しての調査が行われるといった流れを想定した条例となっている。

会長ご指摘のとおり、まだ調査部会について定められておりません。これについては今後検討する必要があると考えている。

また、二点目に、調査主体として、学校が調査することなのか、審議会の調査部会が調査することなのかといった判断基準についても、明確には示していないため検討の必要がある。

このようなことを盛り込んだ重大事態の対応について、今年度改訂を検討している基本方針に盛り込んでいく必要があると感じている。中間報告を踏まえ、年度末にはそういうことも盛り込んで改訂したい。

会

長 ▶ ここで調査部会、ワーキングのようなものを設けていく。これも機能の一つである。それから調査をどこがやるのか判断主体は教育委員会になろうと思うが、どこがやるのかという判断基準については検討させてほしいということかと思う。

あと私の要望で言うと、いじめでなくても、自殺や暴力行為など、子どもの幸せから遠い問題が出てきて、それが重大事態に当たるような場合に、背景調査をここでやるのか、他でやるのかあたりも検討していただきたい。

それではこれまでの審議内容を受けて、中間報告を策定してまいりたいと思うが、本日の審議内容も含めて事務局と会長、副会長で素案を作成し、委員の皆さまには議事録と同様にご意見をいただくという形で進めさせていただいてよろしいか。

【全委員了承】

次回までしばらく時間があるが、それぞれの立場で、それまで「いじめの未然防止」へ取り組んでいただければありがたい。

以上。